

## 第10回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成30年1月10日(水) 午後2時55分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員		12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	11番 山下 和子 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第48号議案 非農地の現況証明について 第49号議案 農用地利用集積計画の決定について 第50号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項				

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 議事 議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 10 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただいまの出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので、本総会が成立することをご報告致します。開催にあたりまして、長谷川会長からあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>そう致しますと 2 番の議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方から指名させて頂いてよろしゅうございますか。</p> <p>《委員から「はい」の声》</p> <p>はい。ご了解頂きましたので、こちらの方から指名をさせて頂きます。議事録署名委員と致しまして 4 番 土井繁美委員、そして 5 番 横川 力委員、両名の方よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>3 番、議事に入ります。議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 2-1 頁から 2-8 頁と別添資料 1</p> <p>番号 1 土地の所在 大字 久見—— ほか一筆。現況地目 畑、転用面積は 2 筆の合計 380 m<sup>2</sup> の内 206.47 m<sup>2</sup>、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 63.76 m<sup>2</sup> です。譲受人、借人ですが、大字久留●●。譲渡人、貸人ですが、大字松崎●●。30 年間の使用貸借による権利設定です。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は第 3 種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域です。</p> <p>許可根拠規定は 第 3 種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 無し です。</p> <p>事業内容は、一般個人住宅 1 棟、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の事業区域外です。隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>上下水道の管が埋設されている道路に接し、教育施設や公共施設から概ね 500m 以内の区域で</p>

あることから、第3種農地と云う区分になります。申請地の現況写真は、別添の「資料1」をご覧ください。

申請者は夫婦でアパート暮らしをしていますが、近々子供が生まれることから、貸人である母親が所有する申請地に住宅の建築を計画したものです。

申請地は従前から擁壁を設置して道路高まで地上げがしてあります。農地転用の残地は、転用事業計画に畑として利用する旨が記載されております。また、雨水は既設水路へ放流するため、農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もないことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

資料は2-9頁から2-15頁と別添資料1の2頁

番号2 土地の所在 大字 長和田——、現況地目 畑、転用面積は500㎡、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は69.56㎡です。譲受人、借人ですが、大字野花●●と●●。譲渡人、貸人ですが、大字野花●●。35年間の使用貸借による権利設定です。

立地基準の判定に係る農地区分は第3種農地、区分決定根拠は 管理設道路沿道の区域です。

許可根拠規定は 第3種農地につき原則許可、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。

事業内容は、一般個人住宅1棟、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。

番号1と同様に、上下水道の管が埋設されている道路に接し、教育施設や公共施設、公益的施設から概ね500m以内の区域であることから、第3種農地と云う区分になります。申請地の現況写真は、別添の「資料1」の2頁目をご覧ください。

申請者は現在、両親と同居していますが、跡継ぎではないため分家住宅の建設を計画したものです。

申請地は果樹園として利用されており、周辺農地よりも地が高くしてあることから、北側農地との境界にはコンクリートブロック壁を設置し、雨水は雨水枡を設置して既設水路へ放流する計画です。よって農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害もないことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。

以上のことから、番号1、番号2、何れの申請も農地法第5条第2項各号に該当しないため、

	<p>議長</p> <p>清水委員</p> <p>議長</p> <p>山本壽孝委員</p> <p>議長</p> <p>山本壽孝委員</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山本壽孝委員</p> <p>議長</p> <p>土井委員</p>	<p>許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい、ご苦労さんでした。本案件につきましては現地の確認を行っております。確認を代表いたしまして、清水委員、報告をお願い致します。</p> <p>清水です。昨日から天候を心配していたんですけども、小雨程度の雨で済みまして、会長、職務代理外7名で現地確認をしてきました。最初の久見の転用計画ですけども、久見地内。東郷中学校のグラウンドの北側になりますが、周りを田んぼに囲まれている一角で、以前は保全地と云いますか、きれいに整地してあったんですけど。その半分を住宅にして、半分を畑にすると云う事で。現場確認したんですけど、三方をコンクリートブロックで囲われており、水路も近くにあり、雨等による土砂の流出についても問題は無く、第3種農地でもありますし、農振除外されている土地でもあり、転用計画には問題は無いと思います。</p> <p>もう一つの長和田地内です。大平園南側。めくみのゆの公園の真ん前になる旧果樹園を分割して、住宅を建てるものです。そこはコンクリートブロックで囲って、雨水枿を作って道路に接した用水に流すような計画をされております。ここも第3種農地で農振除外地となっており、周りに支障は無いと考えます。この場所の転用計画は問題ないと考えております。以上です。</p> <p>ご苦労様でした。それでは説明が終わりました。そして現地確認報告が終わりました。それでは皆さんの方から、質疑を行いたいと思います。質疑はございますか？</p> <p>あの。</p> <p>はい、山本壽孝委員どうぞ。</p> <p>両者の関係は？何か説明があったかな？親子かなにか。</p> <p>どうぞ説明を。</p> <p>説明は簡単に済ませましたので、聞き漏らされたかもしれません。どちらも、番号1も番号2も親子間です。親子で使用貸借。無料の土地の貸借ですね。番号1の方は30年間。番号2の方は35年間の使用貸借の権利設定で転用事業を行うと云う事になります。</p> <p>山本委員、良いですか？</p> <p>はい。</p> <p>それではその他の方、質疑はございますか？どうですか？</p> <p>はい。</p>
--	--	--

議案第 48 号 非農地の現況証明について	議長 土井委員	はい、土井委員どうぞ。 4 番です。番号 2 ですが、転用 500 m <sup>2</sup> 、宅地 69、70 m <sup>2</sup> 。これ、昔店舗兼住宅で申請が出ていたのではないですかね？
	議長 事務局	はい、説明してください。 土井委員の記憶は、もっともだと思います。数年前に農振農用地の除外の申請が出まして、それで農業委員会の方で、その可否判断を町長から諮問があつての判断と云う事でございました。その折にはですね、店舗兼用住宅と云う事で農振農用地の除外申請が出ておりました。ですので土井委員の記憶は誤りではない。そのとおりなんですけれども。この度申請が挙がってきたのは一般個人住宅と云う事で挙がって来ておまして。ひょっとしたら、将来的には店舗を構えられるのかもしれませんが、現段階においては家を建てるだけと云う事で申請が挙がって来ております。それ以上の事は深くは突っ込んで聞いておりません。店舗につきましては。商売のことは全く止められたのか、或いは今後考えられるのかと云うところまでは、すみませんが申請者の方へは確認をしておりません。
	土井委員 議長	500 m <sup>2</sup> を宅地に変更して、70 m <sup>2</sup> 。さっきも言ったけど建物、なんか不思議ですな。はい。 その他質疑ございますか？どうぞ遠慮なく。良いですか？ それでは質疑は無い様でございますので、質疑は終結いたします。それでは採決を行います。議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございますが、申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。 《全員賛成》
	事務局	はい、全員の方が賛成でございますので、議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、申請どおり認めることと致します。 続きまして議案第 48 号「非農地の現況証明について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。 議案第 48 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があつたので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 資料は別添資料 1

		<p>番号1 申請人 川上●●、土地の所在 大字 別所——、地目 台帳 田、現況 原野、面積 1,183 m<sup>2</sup>、ほか8筆で、議案書に記載のとおりです。</p> <p>30年以上前から耕作を止め放置されており、現在山林・原野化している状態です。</p> <p>別添「資料1」の最後の頁をめぐっていただき、A3版の大きな航空写真の位置図を綴じ込んでいますのでご覧ください。場所は川上の上の麻畑集落の周辺です。赤く着色している筆がこの度の申請地です。④が大字別所の2筆、③の南側の赤色は大字川上——ほか2筆のブロックと、北側、アルファベットのBの横が大字川上——です。①が大字川上——ほか1筆、②が大字川上——です。以上です。</p> <p>説明が終わりましたので、それではこの案件につきましても、現地に出向いて確認を行っております。代表いたしまして清水委員、報告をお願い致します。</p> <p>4カ所9筆に分けてありますので分かり辛いかと思いますけども。大きな図面の①番と②番で現地確認に行ってきました。③番と④番は車も入れないと云う事で、①番と②番のみ報告させていただきます。</p> <p>①番目は麻畑に行く途中の川上川向うにあるんですけど、そこへ行くには車の道路もありませんし、徒歩でも行けない様な。川を渡って行かないといけない感じでして、農地には到底向かない様な辺鄙な所になります。</p> <p>②番目の方は麻畑部落を過ぎて直ぐの所にありますけど、以前は段々畑と云うか田んぼだった様ですけども、道路から落差が2m位ある田んぼでして、農業機械なんかも進入するには到底困難な場所ですし、農業を出来かねる様な土地でした。</p> <p>以上二つとも非農地として良いじゃないかなと思います。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様でした。それでは説明と、そして現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか？どうぞ遠慮なく。</p> <p>あの。</p> <p>はい、山本壽孝委員どうぞ。</p> <p>申請者の方、所有農地全て耕作放棄されちゃった訳なんですか？30年位前から。</p> <p>そのあたり説明を。</p> <p>そこまで詳しいことは分かりませんが、本人はもう、調べてみますと80を超える高齢の</p>
	議長	
	清水委員	
	議長	
	山本壽孝委員	
	議長	
	山本壽孝委員	
	議長	
	事務局	

		<p>独居の方の様でして。実際、そうですね。麻畑集落にいちばん近い②番の場所ですが、そこはさすがに 30 年以上前から耕作を止めという訳では無いようです。一括りにした時に、全体としては 30 年以上前からやってないんだけど、と云う事で表現がなされております。結局②以外の土地につきましては、現実的に集落から 1k m 程度は離れておりますし、先ほど現地確認のご報告もありましたけども、①につきましては実際通作道も無い状態になっております。ですから、恐らく 2 車線の道路ができた段階からもう既に作ることはしておられなかったと思いますし、別所に抜ける④の所などもずいぶん昔から、恐らく何もしていっらっしゃらないと思います。で、③ですね。③の方につきましては、ひょっとしたら 20 年位前は何かしておられた可能性は無くは無いかもしれないですけど、少なくとも大分長いこと構ってないではなかろうかと云う、そう云う印象は自分なりに受けております。で、申請者の方。全部ですね、所有地全部が構えずに永いこと放置されていた様でして。どうやら所有地全部が非農地状態となっている様です。それで全部が非農地証明願で挙がって来ておりますね。</p> <p>山本壽孝委員 議長 事務局</p> <p>周辺、こちら。この集落で農地。実際に農地で、耕作されている所と云うのは在るんですか？ そのあたり説明してください。</p> <p>耕作されている所あります。まずですね、②の所。そこに果樹園があります。現在も作っておられます。とりあえず集落の上側、南側が集落の上側になるんですけども、集落の上側についてはそこが一番奥の所ですね。作っているのが。で、集落の下手。集落をちょいと下った所に、鉢伏に上がる道と集落に上がって来る道が二股に分かれている所に田んぼがありまして、その田んぼは作っておられます。ほんのそこぐらい。後はほんの屋敷の横の雑事畑をちょこちょこ作っておられるぐらいのところですね、麻畑集落周辺の農地と云うのは。現に耕作されている農地と云うのはその程度になります。</p> <p>議長 事務局</p> <p>局長、麻畑集落の実態、状況とか。それから周辺農地の荒れ具合とか、そう云ったものも補足して説明してください。</p> <p>集落の状況を説明させていただきますと、集落の世帯数は、今 3 世帯だそうですね。3 人ですか。すみません、世帯の状況については中村委員の方から。</p> <p>中村委員</p> <p>今、麻畑、3 名です。それでこの申請者と、あともう 1 軒●●さんと云うのがありまして、これはそれぞれが一人でおられます。それであと、▲▲さんの所に夫婦とお婆さんがおられて 3 名。</p>
--	--	--

<p>議案第 49 号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>事務局</p>	<p>以上 3 軒です。今現在。それで申請者と●●さんと云う一人一人の家と、それから▲▲さんのところの夫婦とお母さん。お婆さんですね。あと施設に入っている人は■■と云う方が一人おられるんですけどね。実際にはもう施設に入って、家に帰ることもない状況です。</p> <p>ありがとうございます。そう云う事で、集落としましてはまさに限界集落の限界に來ちゃっている様な状態ですよ。言い方悪いかもしれませんが。そう云った所で農地を守って行くと言うのは極めて困難でありまして、まさに雑事畑をやっと作っている状態であります。</p> <p>で、集落の南側に田んぼの区画が、ざっとした田んぼがご覧いただけるかと思うんですけども。こちらの方につきましても、全部 B 分類に仕分けをしております荒廢農地なんですけれども。昨年 9 月にですね、農振見直しでようやく農振から外れましたので、この度の非農地証明願が仮に出なくてもですね、うちの農業委員会の方で非農地認定をして行くべき所と云う事で分類をしております。出来るだけ早い段階で、うちの農業委員会としてもそう云った所。農振農用地から外れた B 分類の荒廢農地については非農地認定をして、地目自体を変えるようにして行こうと云う風な思いを、事務局としてはこれまでから持っておったところであります。そう云った場所であると云う事はご認識をいただければと思います。以上であります。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。今の説明でお分かりになりましたか？ 大体状況はね。と云った風な感じで、麻畑は非常に、農地の管理は非常に難しいと云う風なことは、ご理解していただけたと云う風に思いますし、写真等もご覧になっていただきまして、これはまさに農地の維持が難しいなあと云う事が感じられたと思います。</p> <p>その他ご質問がございますか？ ございませんか？ 無い様でございますので、それでは採決を行います。議案第 48 号「非農地の現況証明について」でございますが、申請どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方でございますので、議案第 48 号「非農地の現況証明について」は、原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、この議案に入る前にですね、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、山上真治委員、土海政信委員、北野文夫推進委員 3 名の方は退席をお願い致します。</p>



	事務局	<p>暫時休憩致します。</p> <p>《山上真治委員、土海政信委員、北野文夫推進委員 退席》</p> <p>それでは会を続行致します。改めて申し上げます。議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」、この件について審議を致します。説明をお願い致します。</p> <p>議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 30 年 1 月 15 日です。</p> <p>資料は 4-1 頁から 4-5 頁</p> <p>利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 19、貸し人 39 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 10 件で 18,567 m<sup>2</sup>、3 年以上 6 年未満が 30 件で 91,528 m<sup>2</sup>、6 年以上 10 年未満が 1 件で 1,601 m<sup>2</sup>、10 年以上が 1 件で 1,200 m<sup>2</sup>です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 70,898 m<sup>2</sup>、樹園地として利用が 40,126 m<sup>2</sup>、普通畑として利用が 1,872 m<sup>2</sup>です。利用権設定面積率は 0.810%であります。</p> <p>詳細については各筆明細をご覧ください。なお、各筆明細の一番最後、1 件 2 筆が中間管理事業分でございます。以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上であります。</p>
	議長	<p>はい、ご苦労様です。それでは皆さん、各筆明細をご覧くださいまして、疑問の点等々がございましたら、お尋ねがございましたら挙手のうえ発言をしてください。しばらく時間を取りたいと思います。それではご覧ください。</p>
	河井推進委員	<p>ちょっとすみませんが。</p>
	議長	<p>はい、どうぞ。</p>
	河井推進委員	<p>4-4 でね、●●さんて若い人だな。</p>
	事務局	<p>4-4 の整理番号 32、33 ですね。よろしいでしょうか？</p>
	議長	<p>はいどうぞ。</p>
	事務局	<p>契約名義●●さんですけれども、●●さんのお宅の若い衆がされるんですけども、契約名義は●●さんでしていらっしゃいます。確か■■さんの奥さん。</p>
	各委員	<p>あーあ、■■さん。</p>

	事務局	<p>■■さんが一昨年ですかね、お亡くなりになられたんですけれども。借りて作っている所は継続して作りたいと云うご希望で。ただ、若い衆の名義を頭に出したくないんでしょうかね？そう云う事で●●さん名義で契約していらっしゃいます。</p>
	議長	はい。じゃあよろしいですか？それで。
	河井推進委員	良いです。
	議長	その他ございますか？
	土井委員	はい。
	議長	土井委員どうぞ。
	土井委員	あの、上場理事長が居られる時に聞かなかったんですけども、管理機構は有償の時だけ？
	事務局	回答を。
	議長	お願いします。
	事務局	この度出て来ております中間管理事業のは、有償、賃貸借なんですけれども。それだけじゃなくて、無償の使用貸借も有りです。
	土井委員	あっせんしても良い？
	事務局	あっせんしても良いです。それは全く問題はありません。たまたま、お金を払っても作りたいですと云う事で折り合いが、地主さんと折り合いがついて。「ただでも良いから作ってください。」と云う所で中間管理事業を使えば、ただでもOKですし、場合によっては「土地改良区の賦課金も地主の方が払うから何とか面倒見てください。」という話になれば、そのとおりですし。色々なパターンはあります。ですので、無償だろうが有償だろうが、それは関係は無いです。
	土井委員	私たちが目に見るのはいつも有償の時が多い訳で。
	事務局	たまたま。そうですね、最近是有償の中間管理事業の貸借が多いですけれども。ちょっと前、例えば▲▲さんところとか◆◆さんとかは、大概使用貸借での中間管理事業の利用となっております。たまたま、たまたまです。
	土井委員	無償の場合、管理機構を使ってメリットは無いと言うか、農業委員会だけで。
	事務局	そうですね。ただメリットと云うのは、ある意味相対ですと、ご自分が契約書の判子を取りに行かなくてはならないけれども、中間管理事業を使えばある程度行政の方で判子取りを、面倒を見ると云うところがあつたりしますので。あくまで中間管理事業と云うのは、地主と中間管理機

<p>議案第 50 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員</p>	<p>構、担い手育成機構との間の契約ですし、耕作者からしたら担い手機構から借りると云うだけの話なんで。その分、手続きの手間はごっつ楽になると云うところがメリットだと思います。無償の貸し借りであっても。その辺は有るかと思います。</p> <p>その他ありますか？ありませんか？はい、それでは終結いたします。それでは採決を行います。議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、それでは議案第 49 号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案どおり認めることと致します。</p> <p>退席の方、入室をお願い致します。</p> <p>《山上真治委員、土海政信委員、北野文夫推進委員 着席》</p> <p>それでは会を続行致します。議案第 50 号「農用地利用配分計画の策定について」でございます。それではこのことについてお諮りを致します。説明をお願い致します。</p> <p>議案第 50 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は別添資料 2</p> <p>農用地利用配分計画書の案をご覧ください。頁をめくっていただきまして、2 頁目が利用配分計画の各筆明細。配分を受けるものは、北栄町●●です。先ほどの議案第 49 号「農用地利用集積計画」で審議いただきました中の 2 筆でございます。契約期間は平成 32 年 12 月 31 日までで、賃貸借。6 千円の賃貸借料と云う事になります。以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。皆さんの方からご意見はございますか？</p> <p>はい。</p> <p>はいどうぞ。徳岡推進委員発言してください。</p> <p>この南寺屋敷と云うのがちょっと何処だか把握ができないんですけども。これはその、担い手さんの色分け、区分がしてあるような土地で、この●●さんの土地の範囲の土地だと云う事です</p>
---	--	---

	<p>議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員</p> <p>事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>徳岡推進委員 事務局</p> <p>議長</p>	<p>か？</p> <p>説明してください。</p> <p>この南寺屋敷は羽合小学校グラウンドの南側あたりです。元々ですね、●●さんと地主さんが相対での契約をしていらっしたんですけれども。お金の支払いがありますから、中間管理事業を使うとですね、担い手機構、中間管理機構にお金を一括で払えば、そこが地主さんに色々お金を振り込んでくれると云う、手間がなくなるもんですから、中間管理事業に切り替えられたと。今まで相対でやってた契約を、こちらの方にされたと云う事。この間、羽合地域の水田の利用調整を見ていただいた配分の中の場所と云う事になります。ですので、その中。</p> <p>一応ね、北栄の方ですので。湯梨浜の方ではないのでね。出来たら農地利用最適化推進委員としてはですね、地元の方にね、作ってもらいたいと云うのが非常にありましてね。と云うのがトラブルが多いんですよ。水の事もあるし。畔草の管理の事もあるし。道路の事もあるんでね。「なるべく地元の人で」と云う要望が強いものですから、周りからもね。必要に迫られて町外の方を初め利用されたと云う事もあるんですけれども、何とかこういう機会にですね。更新ではなく新ですよ。更新ですか？</p> <p>実体は更新なんですけれども、中間管理事業へ切り替えたが為に「新」と云う形での表現をさせていただいております。</p> <p>分かりました。</p> <p>で、先ほど徳岡推進委員の方からお話もありました様に。確かに出来るだけ町外の方よりは、地元の担い手の人に作ってもらいたいと云うのは、皆さん思いはあると思いますが、残念ながら事の出発の時点がそう云う訳には参らんかったもので、あれなんですけれども。</p> <p>分かりました。</p> <p>で、出来るだけと云うか、基本的にも羽合の水田と云うか、昨日話し合いをさせていただいたんですけれども、東郷谷の水稲地帯、水田地帯も利用調整を図りながらですね。調整会を持ちながら担い手に集約をして行くと云うやり方で、産業振興課の方とも協力をしながら進めて参りたいと思いますので、その辺につきましてもご協力いただきますように、よろしく願います。</p> <p>はい、良いですか？今、土地改良区内の、町外の方の応援を、と云う事があるんですけれども。それによる農道等の草刈りの。あのあたりがなされておらんと云う具申ですよ徳岡推進委員。</p>
--	--	--

<p>4 その他</p>	<p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>この事につきましても、確かにその事は私も聞きました。それで羽合の土地改良区の方にもですね、まあ、しかるべきその、理事会のそう云った会の場に於いてですね、理事長さんの方へお願いを致しました。理事会、理事さんをとおしてですね、出来るだけ羽合土地改良区内の、保全と云いますか道路の保全等については、やはり理事会の方にも徹底していただきたいと云う風な事も申し添えておりますので。ま、それがどこまで徹底されるのかが分かりませんが。とりあえずは致しております。この事を申し添えておきます。</p> <p>はい。</p> <p>その他ございますか？無い様でございますので、それでは採決を取らせていただきます。議案第 50 号「農用地利用配分計画の策定」でございますが、原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第 50 号、原案どおり決定するものと致します。以上をもちまして議事を終結いたします。</p> <p>それではその他に入ります。まず 2 月定例総会の件について、事務局説明をお願い致します。</p> <p>○2 月定例総会</p> <p>2 月 9 日（金）午後 3 時 00 分より</p> <p>現地確認の当番は、土井委員、横川委員、山本美代子推進委員</p> <p>○農家相談会について</p> <p>1 月の相談会は 1 月 25 日（木） 担当：蔵本 職務代理、山下 昇 委員、河井 推進委員</p> <p>2 月の相談会は、2 月 15 日（木）担当：山上 委員、山本壽孝 委員、山田 推進委員</p> <p>○湯梨浜町 人・農地プラン検討委員会委員の推薦について</p>
<p>5 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、総会を終了します。</p> <p style="text-align: center;">（閉会 午後 4 時 5 5 分）</p>